

片品村中心エリアの公共施設・観光拠点の一体的再整備に  
向けた PPP・PFI 等導入可能性調査業務公募型プロポーザル

## 実施要領書

令和 8 年 5 月 18 日

片品村むらづくり観光課 地方創生推進室

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

片品村中心エリアの公共施設・観光拠点の一体的再整備に向けた PPP・PFI 等導入可能性調査業務

### (2) 業務の目的

本業務は、片品村中心エリア（鎌田エリア）における公共施設等の再整備に向けて、複数施設の機能再編、複合化及び縮減を前提とした再整備案を検討するとともに、官民連携手法の導入可能性及び財政影響を整理し、持続可能な地域拠点の形成に資する基礎資料を作成することを目的とする。

また、本業務は、複数機能の統合・再配置と官民連携手法を組み合わせたモデル性の高い取組として、先導的な検討を行うものである。

### (3) 対象区域

本業務の対象区域は、片品村大字鎌田地内とする。

なお、詳細な対象範囲は、村が別途指示するものとする。

### (4) 対象施設

本業務の対象施設は、次の表に掲げるものとする。なお、表中の「位置」欄は、別紙1「対象施設の位置図」を参照のこと。

表1 対象施設の概要

位置	施設名	概要
A	片品村役場	敷地約 3,500 m <sup>2</sup> 、延べ床約 3,100 m <sup>2</sup> 老朽化（築 47 年）
B	道の駅尾瀬かたしな	敷地約 9,000 m <sup>2</sup> 、延べ床約 1,600 m <sup>2</sup> 年間約 60 万人来駅、ピーク時やイベント時の駐車場及び広場不足
C	文化センター	敷地約 7,000 m <sup>2</sup> 、延べ床約 2,300 m <sup>2</sup> 維持管理費増、利用機会減少、老朽化（築 33 年）
D	片品小学校	敷地約 15,000 m <sup>2</sup> 、児童数約 100 名 将来的には中学校との統合も検討
E-1	村有地	約 11,000 m <sup>2</sup> 、現状は未活用地
E-2	村有地	約 3,400 m <sup>2</sup> 、一部に村営住宅建設予定あり

### (5) 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日までとする。

### (6) 提案（見積）限度額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本金額を超える提案は失格とする。

## 2. 担当課

片品村むらづくり観光課（地方創生室）

所在地：〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

電話：0278-25-8221 （不在の場合は、0278-58-2112）

電子メール：kanko@vill.katashina.gunma.jp

### 3. 参加資格等

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

また、複数の者がグループを構成して共同提案することも可能とし、この場合は代表する者が企画提案書を提出するものとする。なお、グループを構成する全ての者についても、同様に本参加資格要件を満たすものとする。

#### (1) 基本要件

次の要件を全て満たす者とする。

- ①本村の入札参加資格者名簿（建設・コンサル、物品・役務）に登載されている者、又は契約締結までに登録が見込まれる者であること。
- ②本業務を適切に遂行するために必要な技術力及び実施体制を有する法人であり、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③過去 10 年以内に、以下のいずれかの業務実績を有すること（国、地方公共団体又は民間事業者からの受託を含む）。
  - ・ 公共施設再編、まちづくり、地域拠点整備等に関する調査・計画業務
  - ・ PPP/PFI 等の官民連携手法に関する導入可能性調査又はアドバイザリー業務
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ⑤地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、手続開始決定後に再認定を受けている場合はこの限りでない。
- ⑦破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者であること。
- ⑨本村又は他自治体において指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑩法人税、消費税及び地方税について未納がないこと。

#### (2) 共同提案の条件

- ①複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定め、構成団体は連帯して責任を負うものとする。
- ②構成員は、本プロポーザルに参加する他のグループの構成員又は代表者となることはできない。
- ③単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体又は構成団体となることはできない。
- ④グループを構成する全ての者が、(1) 基本要件を満たすこと。
- ⑤構成員数は 2～3 者程度とすること。

### 4. 公募型プロポーザルのスケジュール

実施内容	実施時期
プロポーザル公募の開始	令和 8 年 5 月 18 日（月）
質問書の受付	令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 8 年 5 月 22 日（金）
質問書への回答	令和 8 年 5 月 27 日（水）
参加表明書の受付	令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 8 年 5 月 29 日（金）
資格確認通知	令和 8 年 6 月 1 日（月）（随時）

企画提案書、見積書の提出	令和8年5月28日(木)～令和8年6月12日(金)
プロポーザル審査会	令和8年6月18日(木)
審査結果通知	令和8年6月22日(月)(予定)
補助金交付決定	令和8年7月上旬(予定)
調査委託業務契約締結	令和8年7月13日(月)
業務開始	令和8年7月14日(火)
業務終了	令和9年3月5日(金)

※各日程は、都合により変更する場合があります。

※実施要領書、特記仕様書、審査会確定日時は、片品村役場ホームページにて公開する。

## 5. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「公募型プロポーザルに関する質問書」(様式1)を提出するものとする。

### (1) 質問受付

#### ①受付期間

令和8年5月18日(月)～令和8年5月22日(金)17時まで

#### ②提出方法

担当課への電子メールで受け付ける。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

### (2) 回答

回答は、令和8年5月27日(水)17時までに全ての質問に対する回答をホームページに掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、受付期間中に到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

## 6. 参加申込書及び資格確認書類等の提出について

参加希望者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出すること。

### (1) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を各1部提出すること。

#### ① プロポーザル参加申込書(様式2)

#### ② 会社概要書(様式3)

#### ③ 業務実績書(様式4)

※過去10年以内の主な業務実績(上限10業務)について、業務名、発注者、履行期間、業務概要等を記載すること。

#### ④ 業務実施体制書(様式5)

※配置予定の管理技術者及び担当技術者の氏名、役割、保有資格及び類似業務実績を記載すること。

※資格を有する場合は資格証の写しを添付すること。

#### ⑤ 財務諸表(直近2か年分)

### (2) 共同提案の場合の取扱い

ア 共同提案により参加する場合は、代表者を定めるとともに、構成員全員の名称及び役割分担を明記した書類(任意様式)を提出すること。

イ 上記①～③及び⑥については、構成員ごとに提出すること。

ウ ④及び⑤については、グループ全体として作成すること。

### (3) 提出部数

正本1部

※PDF データも電子メールで提出すること

### (4) 提出期限

令和8年5月29日(金)17時まで(必着)

### (5) 提出方法

担当課へ持参又は郵送(郵送の場合は必着)

### (6) 参加資格の審査及び結果通知

提出書類に基づき審査を行い、結果を全応募者に「参加資格確認結果通知書」(様式6)により通知する。

### (7) 審査結果に対する説明要求

参加資格を満たさないと判断された者は、理由について説明を求めることができる。

### (8) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、「プロポーザル参加辞退届」(様式7)を令和8年6月12日(金)までに担当課に持参、又は郵送にて提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

## 7. 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有することを認められ企画提案書を提出する者は、次の方法により提出を行う。また、提出できる企画は、1提案者につき1案とし複数案の提案は認めない。1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書(表紙)(様式8)

代表者印を押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

#### ② 見積書(任意様式)

#### ③ 企画提案内容書(任意様式)

以下の内容について、仕様書を踏まえ、分かりやすく簡潔に記載すること。

ア 業務の実施方針及び実施フロー並びに業務実施スケジュール(1ページ以内)

イ 業務内容に対する具体的な提案(特定テーマ)(2ページ以内)

片品村中心エリア(鎌田エリア)における公共施設・観光拠点の一体的再整備に向け、複数施設の機能再編・配置計画とPPP/PFI等の官民連携手法の導入を一体的に検討するにあたり、再整備案の検討手順、比較評価の考え方、官民連携手法の選定プロセス及び事業化に向けた進め方について提案すること。

#### ④ 業務実績書(様式4)

#### ⑤ 業務実施体制書(様式5)

### (2) 作成要領

- ・提案書の内容は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすく記載すること。
- ・用紙サイズは原則A4判とする。
- ・ページ数は、表紙を除き、アを1ページ以内、イを2ページ以内とし、合計3ページ以内とする。
- ・文字サイズは11ポイント以上を基本とする(図表内は除く。)

- ・特記仕様書各項目から、業務スケジュールを作成する。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期間以降の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

### (3) 提出部数

- ・正本 1部 (代表者押印のもの)
- ・副本 15部 (正本の写し)

※あわせて、PDF データを電子メールにより提出期間内に提出すること。

### (4) 提出期限

令和8年6月12日(金)17時まで(必着)

### (5) 提出方法

担当課へ持参又は郵送(郵送の場合は必着)

### (6) 一次審査(書類審査)

企画提案書の提出者が6者以上の場合には、提出書類に基づき一次審査(書類審査)を行い、上位5者程度を選定する。その後、選定された者を対象にプロポーザル審査会(プレゼンテーション審査)を実施する。

## 8. プロポーザル審査会の実施(本審査)

### (1) 実施日時

令和8年6月18日(木)午後1時30分

### (2) 場所

片品村役場2階第3会議室

### (3) 所要時間

1事業者につき30分程度(準備5分以内、説明15分以内、質疑分10分以内程度を想定)

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

### (4) 参加人数

3名までとし、「プレゼンテーション出席者報告書」(様式9)により令和8年6月12日(金)までに企画提案書と合わせて提出すること。

### (5) 使用機器

パソコンは参加者持参、プロジェクター・スクリーンは片品村が用意する。

プロジェクター・スクリーンとパソコンの接続に不具合が生じた場合は、事前に提案されたペーパーでの説明とする。この際審査には影響しない。

## 9. プロポーザル審査及び選定方法

### (1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの審査委員会を設置する。

### (2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を優先交渉権者として決定するものとする。審査は、一次審査(書類審査)及びプレゼンテーション・質疑応答の内容を踏まえ、総合的に評価するものとする。

### (3) 選定基準

別紙2「選定基準」を参照のこと。

#### (4) 参加者が1提案者の場合について

審査において、各審査委員の評価合計点が60点以上であれば、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

#### (5) 審査結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、令和8年6月22日(月)(予定)に参加者全員に「審査結果通知書」(様式10)により通知する。なお、選定結果についての異議申立ては受理しない。

### 10. 契約手続について

選定した事業予定者と特記仕様書に基づき詳細を協議し、本村の確認を受けたのち確定とする。

協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。その場合、次点者との手続は受託事業者に準じるものとする。

なお、契約日は国土交通省先導的官民連携支援事業補助金(以下「補助金」という。)交付決定後とし、補助金の決定額によっては本業務の内容及び契約額に変更が生じる場合がある。また、不交付となった場合は契約を行わないものとする。

### 11. その他留意事項について

(1)「参加表明書等」及び「提案書等」などプロポーザルに関する書類等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。

(2)提出された提案書は返却しない。ただし、本プロポーザルの手続や事務処理に必要な範囲において、村において複製や保存等を行うことがある。

(3)提出された提案書は情報公開請求等があった場合は、片品村情報公開条例に基づき、情報公開及び情報提供をするものとする。ただし、提出書類を開示することによって、今後の事業を営むうえで、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるおそれがある場合は、該当部分とその具体的な理由を付して報告すること。

(4)審査結果に関する質問・異議申立ては受付けない。

### 12. 失格要件について

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

(1)参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

(2)不正な利益を図る目的で審査委員評価委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

(3)提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(4)その他、審査委員会が不適切と判断したとき。